

景観いわき 第7号

平成30年10月発行



「景観いわき」は、市内の景観について、市民のみなさんに知っていただくため、また、考えていたくことを目的に発行しているものです。

今回は、「小名浜地区景観形成重点地区」について紹介します！

小名浜地区景観形成重点地区について知ろう！

小名浜地区景観形成重点地区は、平成 19 年に指定された小名浜花畠地区景観形成重点地区の名称及び区域を変更（延長）し、新たに指定したものです。沿道の良好な景観を形成し、港まち小名浜にふさわしい個性豊かなまちづくりを進めるため、小名浜地区景観形成重点地区における景観基本計画及び景観形成基準を定めています。



【小名浜地区 景観基本計画】(抜粋)

<景観形成目標>

人々が憩いの場所として求める海と国際港湾都市にふさわしい産業の拠点としての港が、身近に感じられるまちづくりを目指し、海を感じ、人が触れ合う街並みの形成を図り、「“港・人・まち”潮目の大通り」にふさわしい持続可能な良好な景観形成を図ります。

<具体的な方策>

- 良好的な街並み形成のため、建物の形態や色彩に配慮し、統一感を演出します。
- 暖かさを演出するひかりを積極的に活用します。
- 快適な歩行空間の創出に努めます。
- 屋外広告物は必要最小限とし、周辺景観との調和を図ります。

【地区景観形成基準】(抜粋)

<建物等に関する基準>

- 人にやさしいまちづくりを進めましょう

お店作りに当たっては、バリアフリーやユニバーサルデザインを積極的に取り入れましょう。



- 夜間も明るく安心安全な街並みをつくりましょう

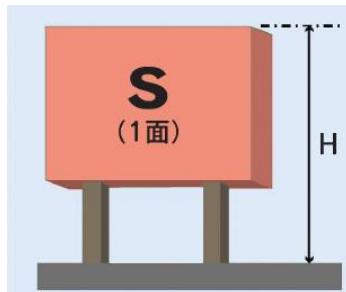
建物や店舗内の照明は、個店のみが目立つものは避け、店舗内の照明は温かみのあるものを使って安心感を与えましょう。



<広告物の基準>

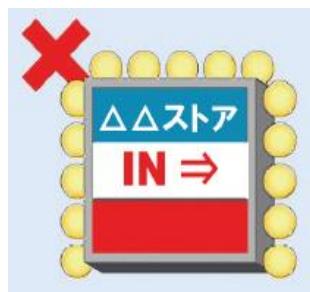
- 建植広告物について

高さ(H)は 15m以下、表示面積(S)は1面30m²以下にしましょう。



- 照明装置について

照明装置は節度のある明るさにし、深夜（営業時間外）は照明装置を消しましょう。



- 映像広告

動きのある映像広告はやめましょう。



10月4日は都市景観の日

毎年 10月 4 日は、国土交通省が定めた「都市景観の日」です。皆さんも、自然やくらしのなかにある景観について、色々考えてみましょう！

「景観いわき」では、みなさんのお勧めする景観を掲載させていただきたいと考えておりますので、是非ご紹介ください。

写真等のデータにつきましては、以下のメールアドレスまで送信ください！



いわき市

〔編集・発行〕いわき市 都市建設部 都市計画課 景観係
TEL 0246-22-7512 fax 0246-24-4306
Email toshikeikaku@city.iwaki.lg.jp